

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「令和2年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第4号中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条及び別表に規定する要件を満たしている場合又は改正前の条例の規定により補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者（本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。次項において同じ。）で、この条例による改正後の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、次表転入期間の欄の区分に応じ対象期間の欄に規定す

る期間内に交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。

転入期間	対象期間	交付要件
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	(1) 自己が居住する目的で、中山間地域に住宅を新築し、又は市内の中古住宅を購入すること。
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	(2) 自己が居住する目的で、中古住宅を増改築すること。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、改正後の条例第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、令和4年4月1日から施行日の前日までの間に前項の表交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。

(提案理由)

現行のふるさと創生移住定住促進補助制度の対象期間を延長することにより、本市における移住定住を引き続き促進するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。